

第20回 水口オータムカップ <カテゴリー★>

実施要項

主催 水口乗馬クラブ

公認 日本馬術連盟

場所 水口乗馬クラブ

開催日 令和5年9月30日(土)～10月1日(日)

競技種目

9月30日(土)

競技No	種目		基準
1	小障害標準B	H90,W90	F.E.I 238.2.1
2	小障害標準A	H100,W100	F.E.I 238.2.1
3	低障害標準B	H60,W60	F.E.I 238.2.1
4	低障害標準A	H70,W70	F.E.I 238.2.1
5	小障害標準C	H80,W80	F.E.I 238.2.1
6	中障害標準D	H110,W110 (公認)	F.E.I 238.2.1
	中障害D	オープン	F.E.I 238.2.1
7	中障害標準C	H120,W120 (公認)	F.E.I 238.2.1
	中障害C	オープン	F.E.I 238.2.1
8	中障害標準B	H130,W130 (公認)	F.E.I 238.2.1

10月1日(日)

競技No	種目		基準
9	小障害標準A	H100,W100	F.E.I 238.2.1
10	中障害標準D	H110,W110 (公認)	F.E.I 238.2.2
	中障害D	オープン	F.E.I 238.2.1
11	中障害標準C	H120,W120 (公認)	F.E.I 238.2.2
	中障害C	オープン	F.E.I 238.2.1
12	中障害標準B	H130,W130 (公認)	F.E.I 238.2.2
13	クロスバー&ジュニアクロス		F.E.I 238.2.1
14	低障害標準A	H70,W70	F.E.I 238.2.1
15	小障害標準C	H80,W80	F.E.I 238.2.1
16	アマチュアカップ	H85,W85	F.E.I 238.2.1
17	小障害標準A	H90,W90	F.E.I 238.2.1

- ・ 第16競技 アマチュアカップの出場は、全日本クラスに出場経験のない方に限りま
す。※ジュニア・学生・パートIIを含みます。

賞金 1位 5万円 2位 3万円 3位 2万円

- ・ 第13競技クロスバーでは、小学生以下はジュニアクロス競技として別に表彰します。
- ・ 第3競技・第13競技は援助が必要な場合、指導員が場内に入ることを許可します。

1、参加条件及び参加制限

- ・ 自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
- ・ クロスバー、低障害競技は、指導員はオープン参加とします。
- ・ 公認競技は一馬1回限りの出場とします。
- ・ ポイント対象、全日本Jr実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA級の騎乗者資格を持っていること。
- ・ 公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且ついずれかのクラスのグレード宣言を完了していること。

2、審判規程

- ・ 日本馬術連盟競技会規程（最新版）を適用し、一部ローカルルールを用いる。

3、褒賞

- ・ 各競技6位まで入賞とする。
- ・ 各競技6位までにリボンをおくる。
- ・ 各競技優勝者には **松茸** が贈られます

4、申し込み

- ・ 締め切り 2023年9月18日（月）必着
- ・ 外来厩舎約70頭先着順にて締め切ります。
- ・ 所定の用紙（エントリー用紙・入厩届け等）に記入のこと。
- ・ 申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6382
水口乗馬クラブ内 馬術大会実行委員会
TEL：0748-62-9568 FAX：0748-62-1366

5、参加料

①参加馬登録料	一頭	10,000円	
②出場料	公認障害競技	一鞍	10,000円
	クロスバー・ジュニアクロス	一鞍	5,000円
	その他の競技	一鞍	8,000円
変更料、追加料		2,000円	

※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めません。

※申し込みと同時に納入のこと。天候等を理由に、やむなく参加出来ない場合は返金いたします。

③参加料振込先 (株)水ロススポーツセンター滋賀銀行
水口支店 普通 NO, 0520804

6、入厩および退厩

① 入厩について

- ・ 9月29日から10月1日とします。（前日入厩はお問い合わせください）
- ・ インフルエンザ予防接種については、初回に所定の期間で基礎、補強を行い、平成11年以降、前回最終接種日から起算して一年以内に補強接種されていることを証明されていること。

②退厩について

- ・ 馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、その他のゴミは各自で持ち帰ること。
敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はいたしません。

7、服装および馬装

- ・ 日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することを義務づける。

8、打合会 行いません。

9、その他

- ①選手、HMの宿舎の斡旋はできません。
- ②馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負わない。